

令和2年2月19日 (令和元年(2019年)度第28号)



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

- 令和元年度 都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナーを開催
- 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について (厚生労働省)
- 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について (厚生労働省)
- 社会福祉施設等における職員の確保について (厚生労働省)

◆ 令和元年度 都道府県・指定都市保育士会 正副会長セミナーを開催

令和2年2月12日(水)～13日(木)、「令和元年度 都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー」を70名の参加のもと開催しました(会場：全社協第3～5会議室)。

本セミナーは、都道府県・指定都市保育士会正副会長等の役員、事務局職員を対象に、保育をめぐる課題や対応方策等を共有することにより、各都道府県・指定都市保育士会および全国保育士会組織の充実強化に寄与することを目的としています。

今回は、「子ども主体の保育の質の向上を実現させるため、園長および主任保育士・主幹保育教諭は保育士・保育教諭等にどのように働きかければよいか」という全体テーマのもと、2日間じっくりと学びを深めました。

【プログラム】

1日目 (令和2年2月12日(水) 13:00～17:30)

時間	内容
13:00～	開会あいさつ 「全国保育士会倫理綱領」「食育推進ビジョン」唱和
13:15～ 14:15	基調報告「全国保育士会 令和2年度の取り組みについて」 報告者：全国保育士会 会長 村松 幹子

14:30～ 17:30	<p>グループワーク「保育の質の向上へと繋がる働きかけとは」</p> <p>進行：全国保育士会 総務部長 河野 輝敬</p> <p>テーマ内容：下記テーマから2つ選択しグループ内で討議しました。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>①「保育士の育成・定着に向け、園長および主任保育士・主幹保育教諭として、保育士・保育教諭等との円滑な人間関係を築くために、どのような働きかけを行えばよいか」</p> <p>②「自園への所属感を醸成するために園の保育の理念や方針を、保育士・保育教諭等にどのように伝えていくことがよいか」</p> <p>③「職員同士が主体的に話し合い、発言しやすい環境を作るには、どのような取り組みや働きかけが必要か」</p> <p>④「保育士・保育教諭等を、指導する立場の保育士・保育教諭等に対して、都道府県・指定都市組織として、どのような研修や取り組みができるか、また必要か」</p> </div>
-----------------	--

2日目（令和2年2月13日（木）9:00～12:15）

時間	内容
9:00～ 10:00	<p>グループ発表</p> <p>進行：玉川大学 教育学部 乳幼児発達学科 准教授 田澤 里喜 氏</p>
10:20～ 12:00	<p>講義「子ども主体の保育の質の向上を実現させるため、園長および主任保育士・主幹保育教諭は保育士・保育教諭等にどのように働きかければよいか」</p> <p>講師：玉川大学 教育学部 乳幼児発達学科 准教授 田澤 里喜 氏</p>
12:00～ 12:15	<p>まとめ・閉会あいさつ</p>

1日目は、本会会長の村松幹子が「全国保育士会 令和2年度の取り組みについて」と題して基調報告を行い、今日の保育をめぐる情勢とともに令和2年度の重点事業を中心とした本会の取り組みについてお話ししました。

その後、「保育の質の向上へと繋がる働きかけとは」と題して、グループワークを行いました。本



基調報告：村松会長

会総務部長の河野輝敬が課題提起を行ったのち、各グループで各園・組織・個人の抱える課題を共有し、グループで解決策について話し合いました。

1日目終了後には、希望者による夕食交流会を開催し、普段会う機会の少ない全国の仲間と交流を深めました。



グループワークの様子



夕食交流会の様子

2日目は、玉川大学教育学部准教授である^{たざわさと}田澤里喜氏の進行のもと、前日のワークの内容を各グループより発表していただきました。

その後、グループ発表の内容も踏まえ、「子ども主体の保育の質の向上を実現させるため、園長および主任保育士・主幹保育教諭は保育士・保育教諭等にどのように働きかければよいか」と題して、引き続き田澤里喜氏に講義をしていただきました。

グループワークが中心となった今年度のセミナーでは、各地域・各園の状況や取り組みを共有し、参加者が主体的に学びを深めることができ、園長および主任保育士・主幹保育教諭に求められる役割や具体的な方法について理解を深める機会となりました。



講義：田澤氏



グループ発表の様子

◆ 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（厚生労働省）

令和2年2月18日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育主管部（局）等に対し、事務連絡「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」が発出されました（別添参照）。

これは、保育所等において、子どもや職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処するための対応がまとめられたものです。

全国保育士会事務局抜粋

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応 (2月18日時点)

【発生情報の保育所等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した子ども等について、（中略）届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、本人又は保護者の同意を得て、届け出を受けた内容について、当該子ども等が在籍する保育所等が所在する市区町村に連絡する。連絡を受けた市区町村は、当該保育所等と情報を共有する。

【登園等停止の措置及び臨時休園等の判断について】

2. 市区町村は、当該子ども等に対して、治癒するまでの間、登園等を避けるよう保護者等に要請する。また、市区町村及び保育所等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休園等の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所等の全部又は一部の臨時休園等を要請する。

また、都道府県等は、感染のおそれがある子ども等について、必要と認める場合には、市区町村を通じて保育所等に対し、登園等を避けるよう要請する。

4. 都道府県等から臨時休園等の要請がない場合であっても、市区町村は、例えば、地域ですでに感染が拡大しており、保育所等において多数の発症者がいる場合などには、保育所等運営上の対策を講じる目的などの観点から必要な臨時休園等を行うことができる。その場合には、休園等に伴う影響等を十分に考慮し、必要に応じて

都道府県等を相談の上、判断することが重要である。

【地域住民や保護者への情報提供等】

5. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、市区町村と連携して、保育所等を通じて、保護者等に対しても同様に情報を提供する。

◆ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（厚生労働省）

令和2年2月17日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の民生主管部に対し、事務連絡「『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』を踏まえた対応について」が発出されました（別添参照）。

これは、2月17日に、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「相談・受診の目安」が取りまとめられたことを受け、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つとともに、適切な相談及び受診がなされるよう、周知を依頼したものです。

全国保育士会事務局抜粋

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

[中略]

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

[後略]

◆ 社会福祉施設等における 職員の確保について（厚生労働省）

令和2年2月17日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の民生主管部に対し、事務連絡「社会福祉施設等における職員の確保について」が発出されました（別添参照）。

これは、社会福祉施設等の入所者・利用者へのサービス提供を維持するため、新型コロナウイルスにより職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請等を通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応を依頼したものです。